

「止規陸軍將校」「陸軍特別志願隊員將校」ノ内容該當者ニ關スル件

昭和二三一三二六
第一復員省渉外課

内務省令 第一號別表第一ノ二ノ二止規陸軍將校及陸軍特別志願隊員將校ノ内容ニ該當スル者ヲ列記セバ左ノ如シ

止規陸軍將校

(本文)
陸軍補充令(陸軍補充條例其ノ他之ニ相當スル舊法令ヲ含ム)ノ止規ノ任用規定ニ依リ現役將校(從前ノ將校相當官ヲ含ム)ニ任用セラルル將校任用ノ當初ヨリ陸軍武官服役令(陸軍軍人服役令陸軍服役條例其ノ他之ニ相當スル舊法令ヲ含ム)ニ依リ現役ニ服シタル者

(該當者)

イ、陸軍士官學校出身者ニシテ少尉ニ任官セル者
ロ、陸軍航空士官學校出身者ニシテ少尉ニ任官セル者
ハ、陸軍經理學校出身者ニシテ少尉ニ任官セル者

ニ、専門學校以上ノ卒業者ニシテ志願ニ依リ現役各部將校ニ任官セル者

ホ、陸軍憲兵學校ヲ卒業セル憲兵少尉候補者ニシテ少尉ニ任官セル者
ニ、陸軍特別志願隊員將校

(本文)

幹部候補生、操縦候補生等ヨリ隊員將校ト爲リタル者ニシテ昭和二十四年初令第七百三十一號ニ依リ志願ニ基キ現役ニ服シタル者

(該當者)

イ、幹部候補生(一年志願兵ヲ含ム)出身者又ハ操縦候補生出身者
ロ、特別志願將校ニテ更ニ志願ニ依リ現役ニ服シタル者